

資源ごみの持ち去り（抜き去り）規定について

1. 現行条例

京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例（平成26年条例第24号）

収集又は運搬の禁止	
第18条	市長及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画に定められた排出場所に市が収集する一般廃棄物として排出されたものを収集し、又は運搬してはならない。

2. 現行条例の問題点等

問題点	改善策
<p>これ以上の規定が設定されていない現状では、禁止された行為を行った者に対して、これ以上踏み込んだ指導が行えない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・改善命令が発令できない。 ・刑事告発ができない。 ・罰則が執行されない。 </div> <p style="text-align: right;">※現行では、規制に限界がある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 命令を規定 ● 罰則を規定

3. 改善にあたり検討すべき事項

種類	構成要件
◎行政回収	①誰が ②何を ③何処から ④何をしてはダメ
◎集団回収	①誰が ②何を ③何処から ④何をしてはダメ

4. 京田辺市再生資源集団回収事業補助金制度

制度の目的	地域団体による再生資源の集団回収の推進を図り、ごみの減量化と資源の有効利用を推進させる。
手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 実施団体は、届出を行う。 ● 実施団体は、実績報告を行う。
令和元年度実績	85団体 回収量 1,926t

5. 資源ごみ

種類	構成要件
◎行政回収	缶類、びん類、ペットボトル、プラスチック容器包装、新聞類・その他紙類、小型電気電子機器類、鍋、やかんその他金属を利用した製品、粗大ごみ
◎集団回収	新聞、段ボール、雑誌類及び布類、金属及びビン類